

直方商工会議所諸証明手数料等徴収規約(案)

令和7年3月27日制定

(趣旨)

第1条 この規約は、直方商工会議所（以下「商工会議所」という。）が徴収する諸証明に係る手数料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等の徴収)

第2条 商工会議所は、商取引に関する照会、あっせん、調査、証明等について手数料及び料金を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、官公庁、公益法人、各地商工会議所等からの公共的な依頼に対しては、手数料を徴収しない。ただし、実費については、この限りではない。

(手数料等の額)

第3条 前条第1項の手数料等は、別表に定めるとおりとする。

(手数料等の納付)

第4条 手数料等は、現金をもってこれを納付するものとする。

2 既納の手数料等は、依頼事項の変更または取消しをなしてもこれを返還しない。ただし、会頭がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(委任)

第5条 この規約に定めるもののほか、商工会議所が徴収する手数料等に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

《貿易証明関係》

種 類	単 位	金 額（消費税込み）	
		会 員	非会員
(1) 原 産 地 証 明	1 件	1,320 円	2,640 円
(2) インボイス証明	〃	1,320 円	2,640 円
(3) サ イ ン 証 明	〃	1,320 円	2,640 円
(4) そ の 他 証 明	〃	1,320 円	2,640 円
(5) 貿 易 登 録	1 回	0 円	6,600 円
(6) 署名届追加変更	〃	1,320 円	
(7) 貿易証明事務 マニュアル	1 冊	660 円	
(8) 原産地証明書 用紙	10 枚	130 円	